

基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります

重点取組⑳

府立学校の計画的な施設整備の推進

◇府立学校の老朽化対策と空調設備等の整備推進

【事業概要】

府立学校の校舎等については、築年数が 30 年を超えるものが 7 割以上を占め老朽化が深刻な状況であることから、施設の改修による長寿命化と改築の組み合わせにより、コストの低減化を図りつつ、計画的に改修・改築を行うための老朽化対策を検討し、今後の施設整備を進めるための整備計画を策定する。

また、計画的に使用頻度の高い特別教室に対して空調設備を設置するとともに、バリアフリー化やトイレ設備の改修を行うことにより、府立学校の教育環境の改善を図り教育的効果を高める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
S47 完了～H19 完了の 31 校で改築を実施	H25 に老朽度調査及び整備計画策定以降、計画に基づき老朽化対策の実施
<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室への空調設備の設置 32 校 95 教室 ・トイレの改修 4 校 ・バリアフリー化 5 校 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室への空調設備の設置（～H27） 全体で 98 校 302 教室

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設整備計画策定				
特別教室への空調設備設置 バリアフリー化や トイレの改修				

◇公立学校施設の耐震性能向上・大規模改修

【事業概要】

府立学校については、施設・設備の既存ストックを最大限に有効活用するために、校舎の耐震化を含む改修・改善を計画的に進め、平成 26 年度末までに耐震化率 100%を達成する。また、非構造部材についても、点検結果に基づき、計画的に耐震対策を実施する。

また、小・中学校については、設置者である市町村に対して、国の補助制度を活用して施設整備を進めるよう働きかけるとともに、技術的相談などを行う。

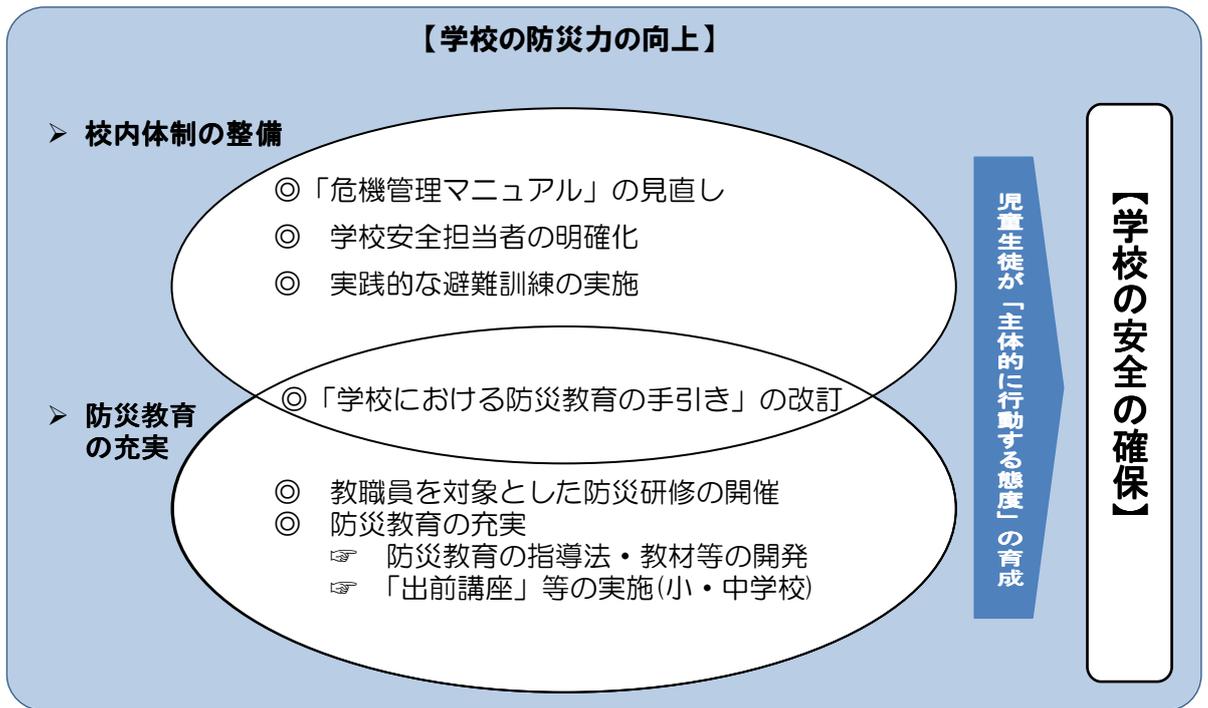
【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標
校舎の耐震化 府立高校 77.6% 府立支援学校 79.3%	校舎の耐震化 府立高校・府立支援学校：26 年度末に 100% 非構造部材 府立高校・府立支援学校：屋内運動場等の照明器具等落下防止対策を 27 年度末完了をめざして実施

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
府立学校校舎の耐震化	100% →			
府立学校の非構造部材の耐震化の実施		屋内運動場等の照明器具等落下防止対策を実施		→

◇学校の防災力の向上



【事業概要】

☞ 「学校における防災教育の手引き」の改訂

新たに出される地震や津波の被害想定を踏まえ、発生時における初期行動などを盛り込んだ「学校における防災教育の手引き」の改訂を行う。

各学校における避難訓練の実践事例や「危機管理マニュアル」例についても記載し、府内学校に防災対策についての周知を図る。

☞ 「危機管理マニュアル」の見直し

学校安全活動において中核となる学校安全担当者を明確にし、各校の避難訓練における課題や「学校における防災教育の手引き」(改訂版)を踏まえ、適宜、学校の危機管理マニュアルの見直しを行い、校内体制の確立を図る。

☞ 実践的な避難訓練の実施

「学校における防災教育の手引き」(改訂版)などを踏まえ、学校の地域の実態に応じ、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施する。

【事業目標】

現状(平成24年度)	目標(平成29年度)
「学校における防災教育の手引き」(H8、H19)	「学校における防災教育の手引き」の改訂版完成。府内の全公立学校に配布。(H25年度)
自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施(H23年度) 公立小学校：97.7% 公立中学校：62.5% 公立高校：70.3%	自然災害を想定した実践的な避難訓練を実施 実施率：100%

◇教職員を対象とした防災研修の開催

【事業概要】

教職員を対象に、学識経験者による地震・津波に関する防災の講義や、各学校における実践的な防災教育の取組事例等の発表を行い、災害時に迅速に対応するための備えを充実させるとともに、児童・生徒が自らの身を守るための力をはぐくむ。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 26 年度）
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象に防災教育に係る研修を実施 平成 24 年 4 月～9 月（11 講座） （参加者数 3,440 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員を対象に防災教育に係る研修を実施 （～平成 26 年度） 防災教育・防災管理を中心とした学校安全に関する知識を習得し、教職員の指導力の向上を図る

◇防災教育の充実

【事業概要】

☞防災教育の指導法・教材等の開発

学識経験者や防災に関する専門家、教職員の意見や実践などに基づき、大阪の地域の特性に応じた防災教育教材・資料を作成することにより、学校における防災教育の充実を図る。

☞「出前講座」「施設見学会」の実施

小中学生を主な対象に、大阪府職員が講師として洪水や土砂災害、高潮、地震、津波などの災害について「出前講座」を実施するとともに、津波・高潮ステーションや治水施設等の見学を通じて災害時において児童・生徒が自らの命を守り抜く力の育成を図る。

【事業目標】

現状	目標
—	<ul style="list-style-type: none"> ・全校で活用できる防災教育に関する教材の作成・普及（H27）
<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の実施校数 65 校（H23 年度実績） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校からの要請に応じ引き続き実施（H25～）

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教材の作成	→	教材の普及	→	→

◇学校・警察・保護者や地域ボランティアが一体となった地域ぐるみでの安全体制の整備

【事業概要】

☞スクールガード・リーダーの配置

「子どもの安全見守り隊」等のボランティアへの指導や助言を行う「スクールガード・リーダー」（警察官 OB）の配置を支援するなど、学校と地域・関係機関等との連携を通して、地域全体で子どもを見守る体制整備を行う。

☞地域安全センターの設置・活用等

防犯ボランティアの活動拠点である「地域安全センター」の設置促進と、既設センターの活性化を図るとともに、街頭犯罪の防止や子どもの安全確保に効果のある青色防犯パトロール活動の更なる普及促進を図る。

また、公共空間における安全な領域を確保し、子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯カメラのさらなる設置促進を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 29 年度）
【スクールガード・リーダーの配置支援】 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールガード・リーダーの配置状況 20 市町 34 人 ・学校安全担当指導主事連絡会 年 3 回 	各市町村の実態に応じた学校安全の取組みの推進
【地域安全センター、青色防犯パトロール】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センター設置数：195 小学校区 ・青パト活動車両（民間団体）：639 台 	（平成 25 年度末） <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全センター設置数：100 小学校区の増加 ・青パト活動車両（民間団体）：300 台の増加
【防犯カメラ】 防犯カメラ設置補助制度を有する市町村 14 市町	市町村の自主的な取組み（補助制度の創設・拡充等）を促進

【工程】

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
【地域安全センター】 【青色防犯パトロール】 補助事業の実施 →	市町村の自主的な取組みを促進			→
【防犯カメラ】 市町村の自主的な取組みを促進 （促進補助については予算の範囲内） →				→

◇防犯教育の充実

【事業概要】

教職員を対象に、警察の協力を得て、事故発生時の対応や実技指導（さすまたの使い方、護身術）、不審者侵入時の対処方法などの研修会を実施し、防犯に関する資質向上を図るとともに、学校の防犯教育の充実を図る。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・防犯に関する研修の開催 年 1 回	・防犯に関する研修会を毎年開催する

◇交通安全教育の充実等

【事業概要】

教職員を対象に、学識経験者による交通行動に関する講義や各学校における実践的な交通安全教育の取組事例等の発表などを行い、交通安全教育の充実を図る。

また、小学校等が実施する交通安全教育の場に指導員を派遣し交通安全に関する基礎知識等についての講座や参加・体験型の指導を行う。

さらに、府教委、市町村教委、道路管理者、警察が連携し、通学路の安全確保へ向けた取組みを進める。

【事業目標】

現状（平成 24 年度）	目標（平成 25 年度以降）
・交通安全に関する研修の開催 年 1 回	・交通安全に関する研修会を毎年度開催
・交通安全教室への指導員派遣 3 名 45 回	・毎年度継続実施

◇私立学校の耐震化の促進【再掲】

【事業概要】

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 か年を集中取組み期間として、国（文部科学省）の補助制度に府独自に上乘せする補助制度を設け、私立学校の耐震化を促進するとともに、各私立学校の耐震化の状況と今後の取組み予定について、府のホームページで公表する。

あわせて、国に対し、私立学校への国庫補助制度について、公立学校と同水準の補助率への引き上げや、幼稚園のみが対象とされている耐震のための改築の補助対象学校種の拡大など、制度の拡充を強く要望する。

（「基本方針 10：私立学校の振興を図ります」参照）